特許・実用新案登録の優先審査
手続きに関する告示の一部改正令案

2012.6.

韓　国　特　許　庁

1. 改正理由

韓国特許庁長が外国特許庁長と優先審査を行うよう合意した特許出願制度の「韓日国際特許審査ハイウェイ(PCT-PPH)による出願」及び「韓メキシコ特許審査ハイウェイ(PPH)による出願」を優先審査の対象にし、大統領訓令第 248 号に基づいて再検討期限を見直すためである。

2. 主な改正内容

イ. 韓日国際特許審査ハイウェイ(PCT-PPH)の施行(第 4 条第 3 号ロ目)

ロ. 韓メキシコ特許審査ハイウェイ(PPH)の施行(第 4 条第 3 号イ目)

ハ. 再検討期限の到来に伴う期限の見直し(第 8 条)

3. 参考事項

イ. 関係法令：省略

ロ. 予算措置：不要

ハ. 合意部署：無し

ニ. その他：(1)新・旧条文比較表を別添

(2)意見収集(2012.6.5～6.8.)の結果、修正なし

(3)規制審査(2012.6.11～6.14.)の結果、修正なし

(4)腐敗影響評価(2012.6.11～6.14.)の結果、修正なし

韓国特許庁告示第 2012－9 号

特許・実用新案登録の優先審査申請に関する告示の一部改正令案

特許・実用新案登録の優先審査申請に関する告示の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 号イ目(11)を次のように新設する。

(11)メキシコ

第 4 条第 3 号ロ目(4)を次のように新設する。

(4)日本

第 8 条の『告示後の』を『告示発令後の』にし、『2012 年 8 月 24 日までに』を『2015 年 6 月 15 日までに』する。

別紙の第 3 号書式の『相手国(日本、米国、デンマーク、英国、カナダ、ロシア、フィンランド、ドイツ、スペイン、中国)』を『相手国(日本、米国、デンマーク、英国、カナダ、ロシア、フィンランド、スペイン、中国、メキシコ)』にする。

別紙第 6 号の書式の『対象国(韓国、米国、中国)』を『対象国(韓国、米国、中国、日本)』にする。

付則(2012.6.27.)

①(施行日)　本告知は、2012 年 7 月 1 日より施行する。

②(優先審査申請の対象などに関する適用例)　本告知の改正規定は、本告知施行後初めて提出される優先審査申請から適用する。

[別表]　優先審査の申請に関する証憑書類

<table>
<tr><th colspan="2">申請理由</th><th>証憑書類</th></tr>
<tr><td colspan="2">第 4 条第 1 号による
第 3 者実施の出願</td><td>第 3 者が実施していることを立証する書類(画像やカタログなど)</td></tr>
<tr><td colspan="2">第 4 条第 2 号イ目による
防衛産業分野の出願</td><td>第 4 条第 2 号イ目に規定されている出願内容に該当することを立証する書類</td></tr>
<tr><td rowspan="6">第 4 条第 2 号ロ目による
グリーン技術と直接関係のある特許出願</td><td>グリーン技術の認証</td><td>次の第 1 号と第 2 号に該当する各々の書類
1.　グリーン認証申請用の技術説明
2.「低炭素グリーン成長基本法」第 32 条によるグリーン技術の認定書</td></tr>
<tr><td>グリーン専門企業の確認</td><td>次の第 1 号と第 2 号に該当する各々の書類
1.出願発明とグリーン専門企業の主な業種が一致していることを立証する書類〔グリーン認証用の技術(事業)説明書、売上げに占める割合を記載した報告書など〕
2.「低炭素グリーン成長基本法」第 32 条によるグリーン専門企業確認書</td></tr>
<tr><td>補助金の支援</td><td>国家又は地方自治体から補助金を受けた事実を立証する書類</td></tr>
<tr><td>グリーン産業投資会社の投資</td><td>グリーン産業投資会社からの支援を受けた事実を立証する書類(貸出し業績書など)</td></tr>
<tr><td>集積地及び団地</td><td>出願者が集積地及び団地内に入居している事実を立証する書類</td></tr>
<tr><td>その他の金融支援認証</td><td>次のいずれかに該当される書類
1. 国家機関から研究開発など資金の支援を受けたことを立証する書類(技術開発事業の選定公告など)
2. 金融機関からのグリーン技術関連金融支援を受けたことを立証する書類(貸出実績書など)
3.　環境マーク認証書、炭素成績表示認証書、新技術認証書、技術権証書(発行機関：環境部、韓国環境産業技術院)
4.　リサイクル優秀商品認証書(発行機関：知識経済部の技術標準院)
5. その他に国の支援政策と連携して金融支援又は認証を受けたことを立証する書類</td></tr>
<tr><td colspan="2">第 4 条第 2 号ハ目による
輸出促進に直接関る出願</td><td>次のいずれかに該当される書類
1.輸出業績の立証する書類</td></tr>
</table>

	2.信用状の到着を立証する書類 3.特許権又は実用新案権を求める輸出品購入者からの要請があったことを立証する書類 4.輸出契約を立証する書類 5.国際標準の採択手続きが進行中にあるか、又は国際標準に採択されて輸出促進に貢献したことを立証する書類 6.その他に輸出促進と直接関連があることを立証する書類
第 4 条第 2 号ホ目による ベンチャー企業の出願又は技術革新型中小企業の出願	次の第 1 号と第 2 号に該当する各々の書類 1.出願発明とベンチャー企業及び技術革新型中小企業の業種との関連性を立証する書類(例：事業者登録書など) 2.ベンチャー企業が出願する場合「ベンチャー企業の育成に関する特別措置法」第 25 条によるベンチャー企業確認書、技術革新型中小企業が出願した場合には「中小企業技術革新促進法」第 15 条による技術革新型中小企業に選定されたことを立証する書類
第 4 条第 2 号ヘ目による 国の新技術開発支援事業の結果物に関する出願	第 4 条第 2 号ヘ目に規定している出願内容に該当していることを立証する書類
第 4 条第 2 号ト目による 国の品質認証事業の結果物に関する出願	第 4 条第 2 号サ目に規定している出願内容に該当していることを立証する書類
第 4 条第 2 号チ目による 条約に基づいて優先権主張のベースになる出願	優先権主張の基となる出願であることを立証する書類 (外国特許庁に提出した出願書の写しなど)
第 4 条第 2 号リ目による 出願者が出願された発明を業として実施中の出願	次の第 1 号と第 2 号に該当する各々の書類 1. 出願された発明が実施中である事を立証できる書類 (例：実施品の写真、カタログ、取扱説明書など) 2. 実施が業として行なわれていることを立証する書類 (例：取引明細表、納品確認書、供給契約書、工場登録書など)
第 4 条第 2 号リ目による 出願者が業として実施中の出願	次の第 1 号と第 2 号に該当する各々の書類 1. 出願された発明が実施準備中であることを立証できる書類 (例：試製品の写真、見本、カタログなど) 2. 実施準備が業として行なわれていることを立証できる次の各目のいずれかに該当する書類 イ. 創業投資会社・新技術事業投資組合などからの投資実績書

	ロ． 銀行などからの貸出し業績書 ハ． 出願技術の実施に関する契約書 ニ． その他、業として実施準備中であることを立証する書類
第 4 条第 2 号リ目による部品・素材技術開発専門企業の出願	次の第 1 号と第 2 号に該当する各々の書類 1. 出願発明と部品・素材技術開発専門企業の業種との関連性を立証する書類(例：事業者登録書など) 2. 「部品・素材専門企業などの育成に関する特別措置法の施行規則」第 6 条による部品・素材技術開発専門企業の確認書
第 4 条第 3 号イ目による特許庁長が日本特許庁長と優先審査すると合意した特許出願(特許出願と関連して海外特許庁又は政府間機関から入手した先行技術調査報告書がある場合)	次の第 1 号から第 3 号までに該当する各々の書類(第 1 号から第 2 号は別紙第 2 号の書式に省略理由を記載して提出省略可能) 1. 該当の先行技術調査の結果報告書の写し 2. 上記の先行技術調査の結果報告書に記載された選考技術文献の写し 3. 特許出願された発明と上記の先行技術文献に記載された発明との具体的な相違点の説明
第 4 条第 3 号イ目による特許庁長が相手国の特許庁長と優先審査することで合意した特許出願(該当出願の全ての請求項が相手国の特許庁において特許可能だと判断された請求項と実質的に一致している場合、特にハイウェイ審査)	次の第 1 号から第 4 号までに該当する各々の書類(第 1 号から第 3 号は、別紙第 3 号書式に書略理由を記載して提出省略可能) 1. 特許可能だと判断された相手国特許出願の特許請求範囲の写し及び翻訳文(相手国の特許庁で最新に行なわれた審査関連通知書の対象になった特許請求範囲を意味する) 2. 該当の特許出願に対する相手国特許庁の審査関連通知書の写し及び翻訳文 3. 審査関連通知書から引用した先行技術文献の写し 4. 特許出願の全ての請求項と特許可能だと判断された相手国の特許出願の請求項の対応関係説明表
第 4 条第 3 号ロ目による特許庁長が対象国の特許庁長と優先審査すると合意した特許出現(該当出願の全ての請求項が対象国で行なった国際調査や国際予備審査で新規性・進歩性及び産業上の利用可能性が全て備えられていると判断した請求項と実質的に一致している場合、PCT-PPH	次の第 1 号から第 5 号までに該当する各々の書類(第 1 号から第 3 号は、別紙第 6 号書式に省略理由を記載して提出省略が可能であれば、第 5 号ハ、該当事項にある場合のみ提出。ただ、中国で国際調査や国際予備審査が行なわれた場合には、第 5 号において第 8 記載欄(Box VIII)に「国際出願に関する意見」が記載されていると優先審査の申請対象にはなれない) 1. 国際調査または国際予備審査で新規性、進歩性及び産業上の利用可能性が全てあると判断された特許請求範囲の写し及び翻訳文(最新に行なわれた国際調査機関の見解書、国際予備審査機関の見解書又は国際予備審査報告書の対象になった特許請求範囲を意味する)

	2. 該当出願に対する国際調査機関の見解書、国際予備審査機関の見解書又は国際予備審査報告書の写し及び翻訳文 3. 該当出願に対する国際調査機関の見解書、国際予備審査機関の見解書又は国際予備審査報告書から引用した先行技術文献の写し 4. 該当出願の全ての請求項と国際調査又は国際予備審査から新規性、進歩性及び産業上の利用可能性が全てあると判断された請求項との対応関係説明表 5. 該当出願に対する国際調査機関の見解書、国際予備審査機関の見解書、国際予備調査機関の第 8 記載欄(Box VIII)に「国際出願に関する意見」が記載されている場合、該当出願の全ての請求項が上記の「国際出願に関する意見」の提供を受けないという趣旨の説明

新・旧条文比較表

現行	改正案
第4条(優先審査の申請対象)(省略)	第4条(優先審査の申請対象)(現行と同様)
3.(省略)	3.(現行と同様)
イ.(省略)	イ.(現行と同様)
(1)～(10)(省略)	(1)～(10)(現行と同様)
＜新設＞	(11)メキシコ
ロ.(省略)	ロ.(現行と同様)
(1)～(3)(省略)	(1)～(3)(現行と同様)
＜新設＞	(4)日本
第8条(再検討期限) 「訓令・例規などの発令及び管理に関する規定」(大統領訓令第248号)により、本告示後の法令や現実的な要件の変化などを検討して本告知の廃止、改正などの措置を取るべき期限は2012年8月24日までにする。	第8条(再検討期限) 「訓令・例規などの発令及び管理に関する規定」(大統領訓令第248号)により、本告示の発令後の法令や現実的な要件の変化などを検討して本告知の廃止、改正などの措置を取るべき期限は2015年6月15日までにする。

＜議案の所管部署名＞

韓国特許庁　特許審査政策課	
連絡先	(042)481-5394